

砂川市規則第6号
令和5年3月27日

砂川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

砂川市長 善 岡 雅 文

(別 紙)

砂川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

砂川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成7年規則第7号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第2項、第8条第2項及び第10条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第11条第1項第8号中「児童福祉法」の次に「（昭和22年法律第164号）」を加え、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第11号及び第13号に規定する特別休暇の日数については、第8条第1項各号に規定する方法により算出した日数とする。

第11条第4項を削り、同条第5項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項を同条第4項とする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。